

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年1月17日提出
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 トーマス・クワントリル
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
【事務連絡者氏名】	原田 伸健
【電話番号】	03(6366)1000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年1月18日から2020年1月16日まで) 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA（以下「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

継続申込期間：１兆円を上限とします。

- ・発行価額の総額とは、受益権１口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

（４）【発行（売出）価格】

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額とは、当ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権１口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上１万口当たりをもって表示されることがあります。
- ・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、当ファンドは「ICA」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（3.24％（税抜3.00％）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。
- ・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

- ・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2019年1月18日から2020年1月16日まで

- ・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

（９）【払込期日】

取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・継続申込期間にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。

- ・販売会社につきましては、前記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込金額には利息は付利されません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額

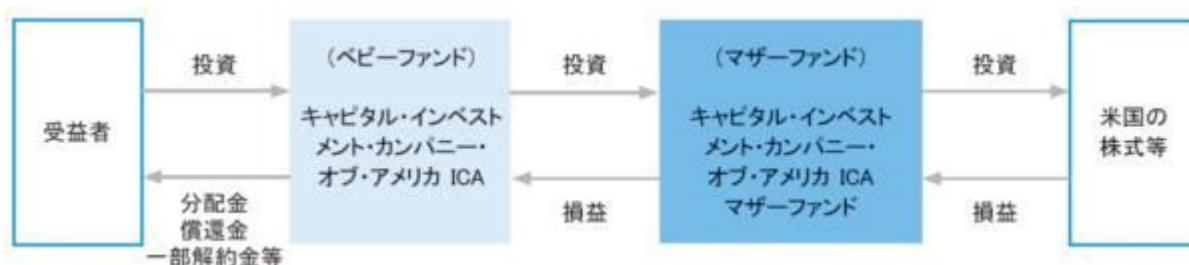
信託金の限度額は、信託約款の規定により1兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券^{*}への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。

^{*} マザーファンドの運用は、キャピタル・グループの一員であるキャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・インク（以下「投資顧問会社」といいます。）に運用指図に関する権限を委託することにより行なわれます。

投資形態 ファミリーファンド方式^{*}



^{*} ファミリーファンド方式とは、投資家(受益者)からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。

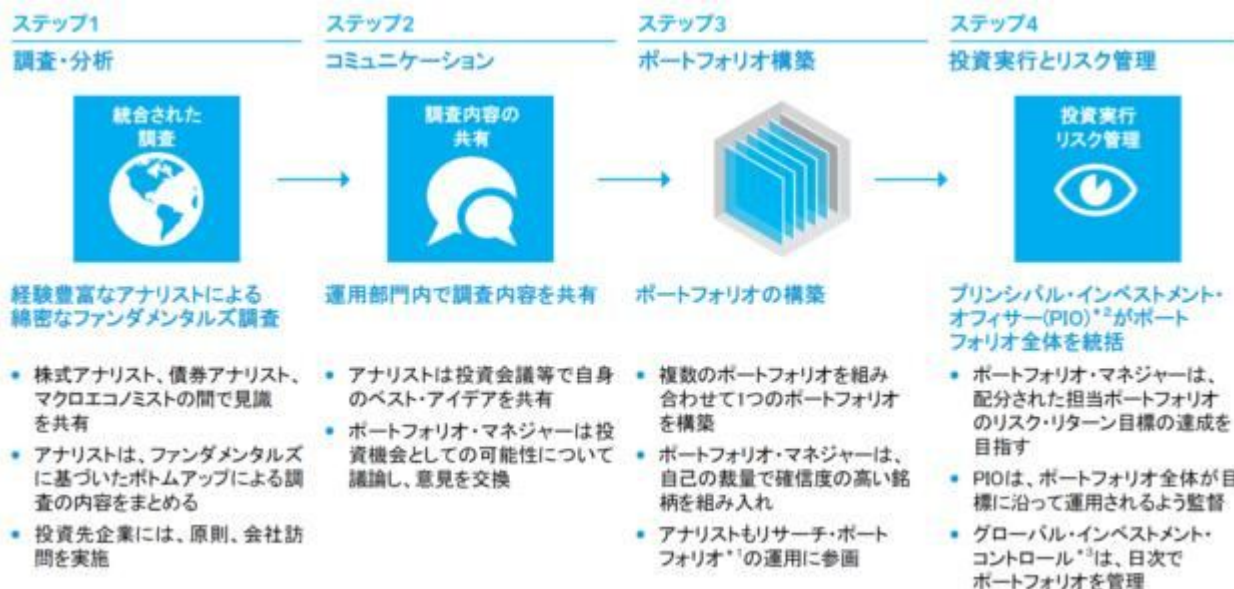
銘柄選定は、企業の収益成長性や配当に着目します。

ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。

複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

運用体制（運用プロセスの概念図）



* 1 リサーチ・ポートフォリオとは、ポートフォリオのうちアナリストが投資判断を行なう部分を指します。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度の高い銘柄を組み入れます。

* 2 ポートフォリオ全体の管理・監督を行なう運用統括責任者。

* 3 運用部門から独立したポートフォリオ運用管理部門。各種ガイドライン等の遵守徹底を図っています。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

商品分類

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産
追加型	内外	資産複合

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- 追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- 海外とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- 株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		あり
	年2回	日本 北米		
債券 一般	年4回	欧州	ファミリーファン ド	
		アジア		

公債	年6回 (隔月)	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債	年12回 (毎月)	中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性	日々	中近東(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券(株式))		その他		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

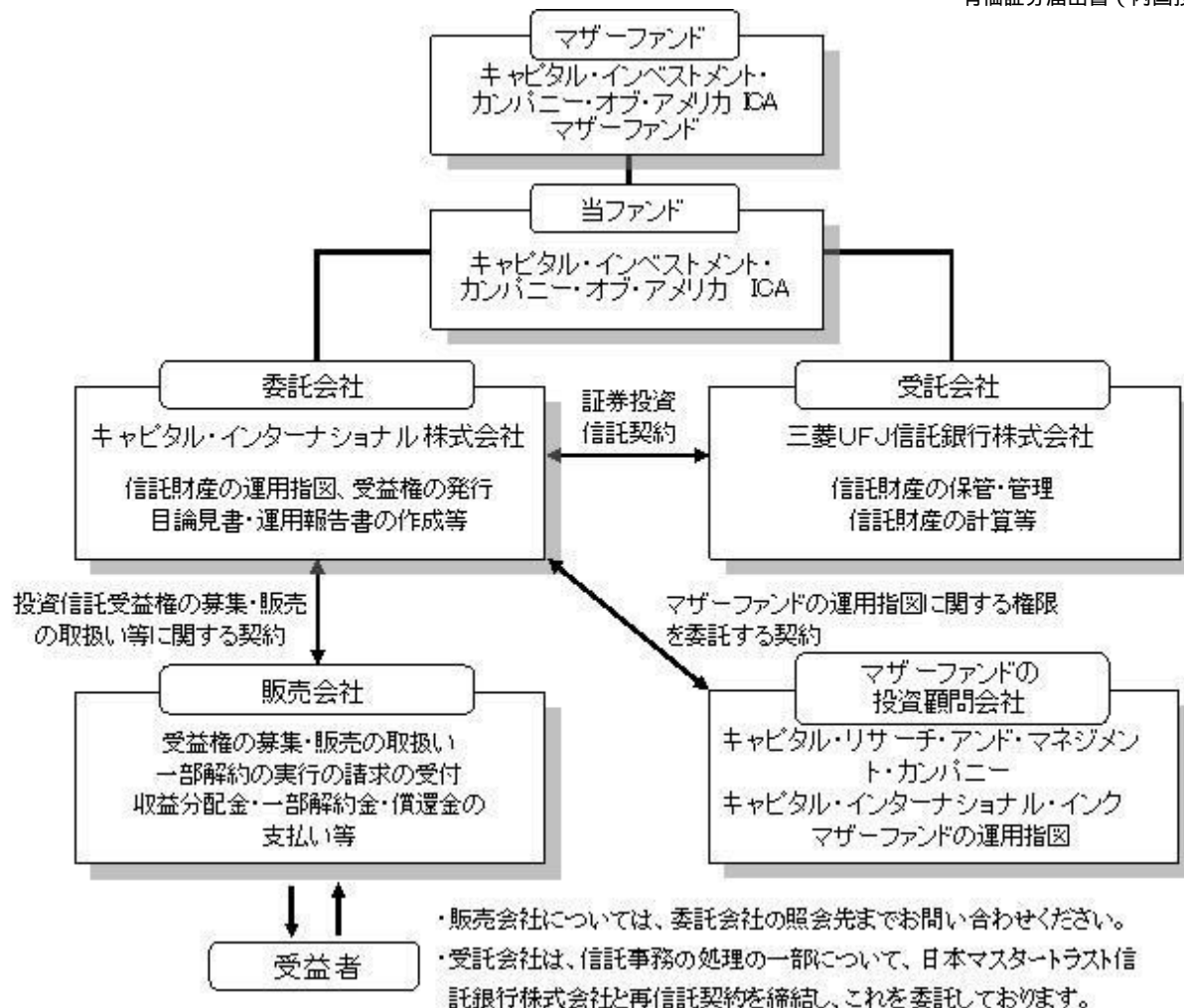
- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、米国の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファミリーファンドとは「目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの」をいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

(2)【ファンドの沿革】

2018年1月31日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

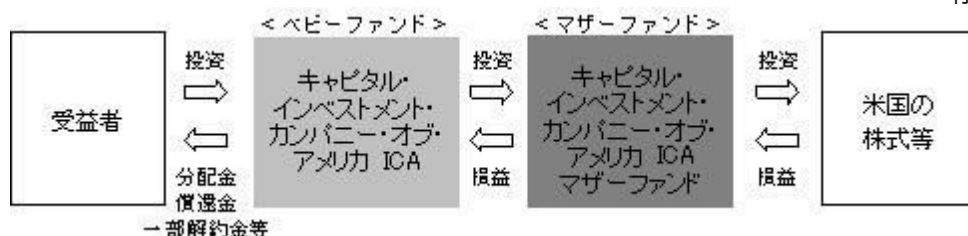
委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

c. マザーファンドの運用指図に関する権限を委託する契約

委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの信託財産の運用指図に関する事項および当該契約の期間等を規定しています。

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。
- ・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2019年1月17日現在、その他のベビーファンドはありません。

委託会社の概況（2018年11月30日現在）

- 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社
- 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
- 資本金の額：4億5,000万円
- 沿革
 - 1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
 - 1987年3月 証券投資顧問業者登録
 - 1987年9月 投資一任業務認可取得
 - 2006年2月 投資信託委託業務認可取得
 - 2007年9月 金融商品取引業登録
 - 2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受
- 大株主の状況
 - 株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
 - 住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市
 - 所有株式数：56,400株
 - 所有比率：100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

a.投資対象

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b.投資態度

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資方針は、(5)投資制限「<参考情報>マザーファンドの投資方針等」をご参照ください。

（２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第15条第1項）

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - （イ）有価証券
 - （ロ）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条から第26条までに定めるものに限りま。
 - （ハ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- （二）金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - （イ）為替手形

委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるキャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。（約款第16条第1項）

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の

性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証券のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。（約款第16条第2項）

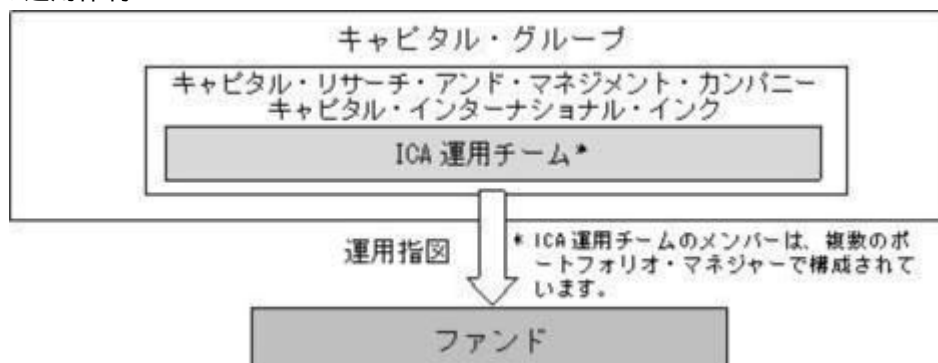
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 1. から4. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第16条第3項）

マザーファンドの投資対象は、（5）投資制限「＜参考情報＞マザーファンドの投資方針等」をご参照ください。

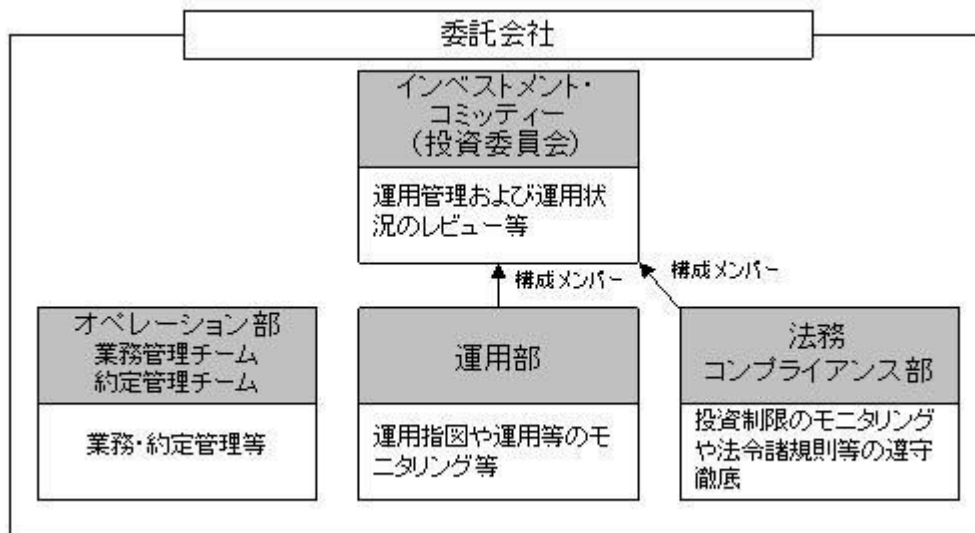
（3）【運用体制】

ファンドの運用体制



運用プロセスは、「（1）ファンドの目的及び基本的性格」の項目をご覧ください。

内部管理体制



当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部および法務コンプライアンス部がそれぞれ業務・約定管理、投資制限のモニタリング等を行ない、運用の適正性の確保に努める体制としております。また、マザーファンドを含むファンドの運用状況およびパフォーマンス等については、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2018年11月30日現在）

運用部（3名）／法務コンプライアンス部（2名）／オペレーション部（8名）

（ ）は、各部において、ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

関係法人に関する管理体制

- 委託会社は、投資顧問会社が、適切な運用指図を行なっているか投資委員会等においてレビューしております。
- 委託会社は、業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また、投資信託受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

<参考情報> キャピタル・グループの投資哲学および運用の特徴

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる

- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

上記は2018年11月30日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年10月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

a. 一般コース^{*1}

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース^{*1}

収益分配金は、自動けいぞく投資契約^{*2}（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

*1 販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合があります。

*2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

（５）【投資制限】

< 約款 >

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への投資制限（約款「運用の基本方針」および第16条）

- a. 委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。（約款第15条第2項）

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第17条）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲（約款第20条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

同一銘柄の株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第21条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 上記a.およびb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第22条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第

1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。以下同じ。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引の運用指図（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとしま

す。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1．および2．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.の1．および2．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の空売りの指図範囲（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。
- b. 上記a.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（約款第29条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第31条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ（約款第37条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運

用は行なわないものとします。

- b. 上記a.の資金借入額は、次の1.から3.までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- c. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- d. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- e. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 受託会社による資金の立替え（約款第39条）
- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - b. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - c. 上記a.およびb.の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< 法令 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

< 参考情報 > マザーファンドの投資方針等

1. 基本方針

マザーファンドは、主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2. 投資態度

主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。

銘柄選定は、企業の収益成長性や配当に着目します。

ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

運用の指図に関する権限をキャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資対象

米国の金融商品取引所に上場している企業の株式を主要投資対象とします。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。

4. 主な投資制限

<約款>

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

<法令>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。**従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。**
投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には元利金の支払遅延および債務不履行等となるリスクもあります。当ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、当ファンドの受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回るようになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の配当等収益および売買益等の中から収益分配を行ないませんが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行なわないことがあります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

<リスク管理体制>

委託会社および投資顧問会社を含むキャピタル・グループ全体におけるリスク管理体制

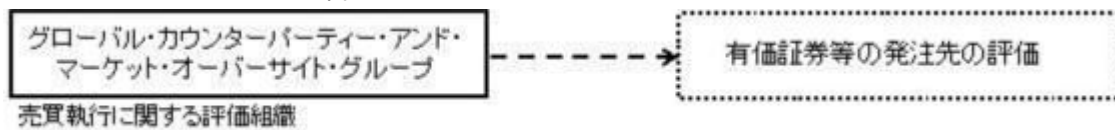
ポートフォリオのリスク管理

運用状況のレビュー等

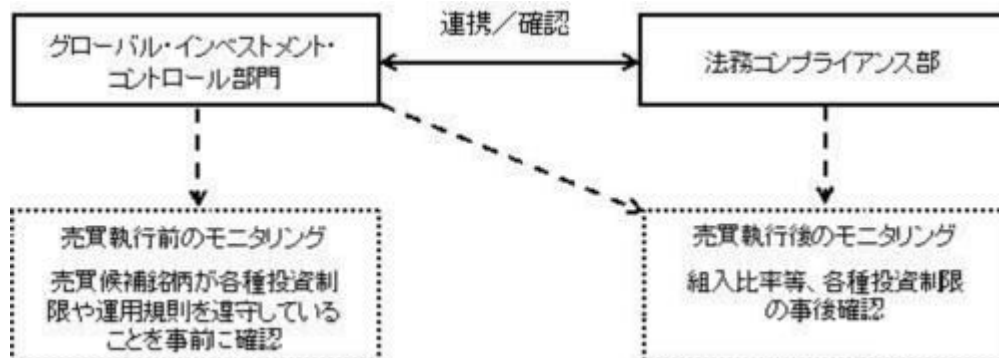
世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール部門等が、ファンドの実績・運用評価を行ないます。また、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの組入銘柄についての意見交換等を通じて組入銘柄の検証を行ないます。運用実績が参考とするインデックス等との比較で下回っている場合には、運用に携わっているチームがマクロファクター、業種、銘柄等の角度から要因分析を行ない、ポートフォリオの再検討を行なっていきます。

キャピタル・グループは、アクティブ運用を行なう運用会社であり、徹底したファンダメンタルズ調査に基づく個別銘柄選択によって中長期的な収益の獲得を目指す運用を目標としておりますので、過去の価格変動等に基づく特定のリスクにかかる数値に基づくリスク管理は原則として行ないません。従って、市場全体の動向を示す指数等との乖離が生ずることも予想されます。

カウンターパーティー・リスク管理



リスク管理の徹底



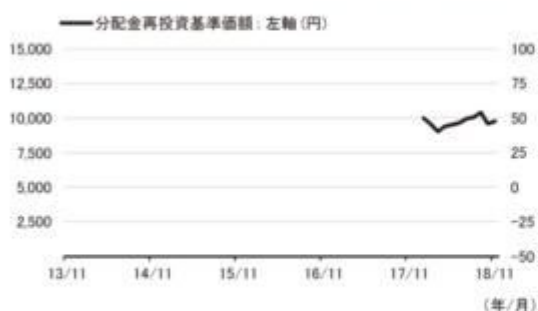
委託会社のリスク管理体制

利益相反取引（ファンド間取引等）の取引規制、当ファンドの投資制限等の遵守状況について委託会社の関係各部署がモニタリングを行ないます。問題が発生した場合には、委託会社の関係部署が速やかに協議を行ない、訂正処理等の必要な措置を講じます。

上記は2018年11月30日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

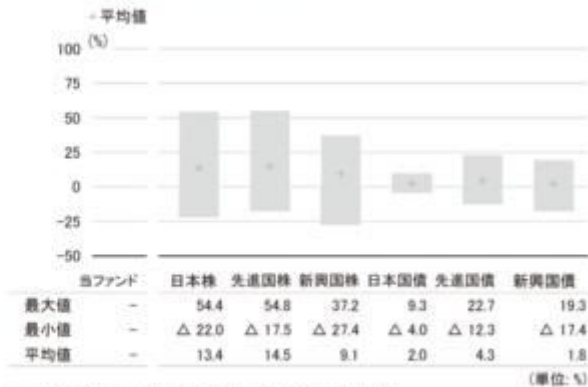
リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(注1) 当ファンドの年間騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。
 (注2) 分配金再投資基準価額は、設定日(2018年1月31日)を10,000として、指数化しています。
 (注3) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2013年12月から2018年11月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 (注3) 当ファンドの騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

<各資産クラスの指数>

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIロクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIロクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIロクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額)に、販売会社が定めた手数料率(3.24%(税抜3.00%)以内)を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

・自動けいぞく投資契約(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

- ・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。
- ・当ファンドによるマザーファンドの取得に、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

- ・当ファンドによるマザーファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して**年率1.1124%(税抜1.03%)**の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに当ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.50%	0.03%	0.50%

- ・マザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社が受取る報酬の中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
2. 信託財産に関する法定開示のための監査費用
3. 信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等
4. マザーファンドにかかる費用を含むその他費用（有価証券等の売買委託手数料および取引税、ならびにカストディーフィー等を含むその他費用で、マザーファンドが支払った金額のうち、本ファンドに対応するものを含みます。）

上記1. に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

上記2. および3. に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額を予め合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記2. および3. に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

上記4. に定める費用のうち有価証券等の売買委託手数料およびカストディーフィーは、発注先、保管銀行（受託銀行）等との契約に基づき合意した額または料率に基づく額とします。

当ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が当ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2018年11月30日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご注意ください。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還による 譲渡益	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度は適用されません。

< 法人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
------	-----

収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

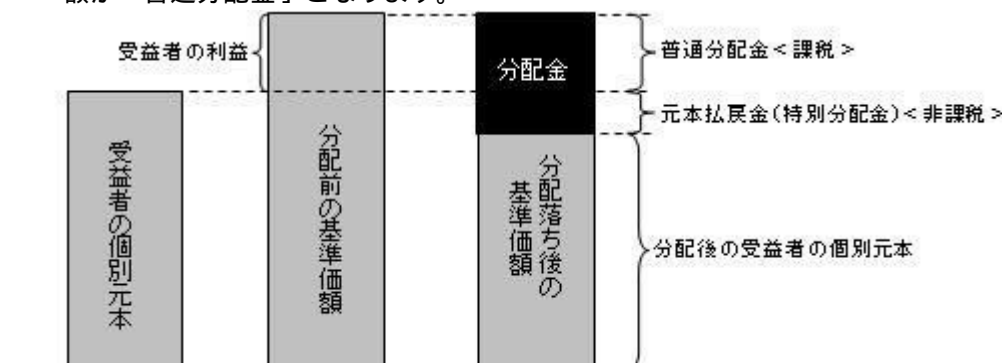
個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれま。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

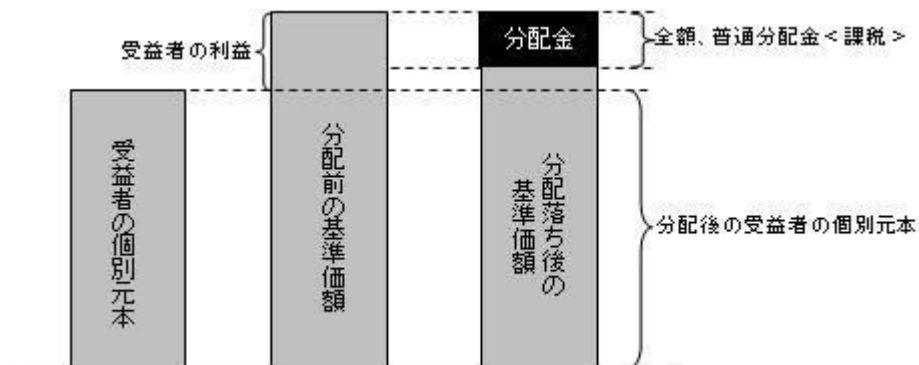
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

(注) 税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A

平成30年11月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	70,979,925,831	100.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		97,971,913	0.13
合計(純資産総額)		70,881,953,918	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A マザーファンド

平成30年11月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	55,316,536,077	77.93
	イギリス	3,159,797,075	4.45
	アイルランド	1,939,475,993	2.73
	スイス	1,262,542,298	1.77
	カナダ	867,836,213	1.22
	フランス	784,452,113	1.10
	日本	623,299,500	0.87
	オランダ	518,953,941	0.73
	イスラエル	385,054,635	0.54
	韓国	380,170,796	0.53
	ブラジル	214,114,700	0.30
	キュラソー	156,388,813	0.22
	イタリア	145,646,953	0.20

	ジャージー	42,155,454	0.05
	スペイン	28,090,227	0.03
	ドイツ	3,128,853	0.00
	小計	65,827,643,641	92.74
国債証券	アメリカ	49,075,459	0.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,101,220,656	7.18
合計(純資産総額)		70,977,939,756	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成30年11月30日現在

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建		228,847,207	0.32
	売建		33,620,122	0.04

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A

a. 上位30銘柄

平成30年11月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・インベストメント・ カンパニー・オブ・アメリカ I C A マザーファンド	72,200,107,651	0.9851	71,131,084,157	0.9831	70,979,925,831	100.13

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

平成30年11月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.13
合計	100.13

(参考)キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A マザーファンド

a. 上位30銘柄

平成30年11月30日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	387,712	9,971.74	3,866,164,654	10,202.08	3,955,471,826	5.57
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	234,055	12,320.22	2,883,610,122	12,503.25	2,926,450,355	4.12
3	アメリカ	株式	FACEBOOK INC CL A	メディア・娯楽	151,565	17,219.55	2,609,882,023	15,736.01	2,385,029,811	3.36
4	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア機器・サービス	225,606	7,677.19	1,732,020,395	8,312.81	1,875,420,309	2.64
5	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	9,255	198,839.93	1,840,263,624	189,899.98	1,757,524,388	2.47
6	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	162,012	10,060.75	1,629,963,147	9,867.35	1,598,629,303	2.25
7	アメリカ	株式	AMGEN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	69,555	22,858.89	1,589,950,485	22,962.92	1,597,186,172	2.25
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC CL A	メディア・娯楽	11,414	125,214.02	1,429,192,832	124,201.99	1,417,641,544	1.99
9	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	310,551	4,660.99	1,447,475,748	4,032.72	1,252,367,744	1.76
10	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	196,967	7,022.65	1,383,231,938	6,347.51	1,250,250,357	1.76
11	アメリカ	株式	ALPHABET INC CL C	メディア・娯楽	9,902	124,224.63	1,230,072,374	123,489.40	1,222,792,049	1.72
12	アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギー	100,422	13,272.76	1,332,877,901	11,967.68	1,201,818,451	1.69
13	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	128,376	9,285.39	1,192,021,585	8,970.93	1,151,653,162	1.62
14	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	43,027	25,900.24	1,114,409,951	26,753.95	1,151,142,491	1.62
15	アメリカ	株式	GENERAL DYNAMICS CORP	資本財	55,350	21,531.78	1,191,784,471	20,670.82	1,144,130,435	1.61
16	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	142,166	8,283.69	1,177,659,344	7,907.72	1,124,209,533	1.58
17	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	166,551	6,242.09	1,039,627,658	6,745.79	1,123,518,320	1.58
18	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	34,705	30,109.41	1,044,947,091	32,060.94	1,112,675,218	1.56
19	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	199,507	5,005.24	998,580,732	5,412.51	1,079,835,428	1.52
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	51,901	20,375.31	1,057,499,253	19,932.14	1,034,498,009	1.45
21	アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	167,777	5,279.45	885,771,874	5,557.76	932,464,400	1.31
22	アメリカ	株式	CSX CORP	運輸	113,194	7,719.99	873,856,845	8,143.74	921,822,721	1.29
23	アメリカ	株式	LOWES COMPANIES INC	小売	84,302	11,212.77	945,259,574	10,575.40	891,527,708	1.25
24	アメリカ	株式	MCDONALDS CORP	消費者サービス	35,095	19,279.87	676,627,057	21,475.33	753,676,784	1.06
25	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	111,331	7,307.77	813,581,685	6,593.74	734,087,857	1.03
26	アメリカ	株式	CBS CORP CL B N/V	メディア・娯楽	113,420	6,482.09	735,198,935	6,280.56	712,341,626	1.00
27	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	63,720	11,134.74	709,505,854	11,055.38	704,448,947	0.99

28	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融	27,324	23,808.92	650,555,053	24,702.41	674,968,897	0.95
29	アイルランド	株式	ACCENTURE PLC CL A	ソフトウェア・サービス	36,473	17,961.16	655,097,618	18,276.61	666,602,902	0.93
30	アメリカ	株式	CONCHO RESOURCES INC	エネルギー	43,040	16,559.30	712,712,451	14,921.30	642,212,967	0.90

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別の投資比率

平成30年11月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	医薬品	0.61
		輸送用機器	0.25
	外国	エネルギー	9.00
		素材	3.08
		資本財	5.67
		商業・専門サービス	0.21
		運輸	1.60
		自動車・自動車部品	0.48
		耐久消費財・アパレル	1.69
		消費者サービス	2.02
		メディア・娯楽	9.09
		小売	5.64
		食品・生活必需品小売り	0.65
		食品・飲料・タバコ	10.39
		ヘルスケア機器・サービス	6.18
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.95
		銀行	2.80
		各種金融	1.64
		保険	1.69
		不動産	0.44
		ソフトウェア・サービス	6.56
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.55
	電気通信サービス	1.87	
公益事業	1.60		
半導体・半導体製造装置	5.93		
国債証券			0.06
合計			92.81

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A マザーファンド

平成30年11月30日現在

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	1,815,367.10	205,954,517	205,917,089	0.29
	ユーロ	買建	32,150.96	4,159,906	4,153,260	0.00
	英ポンド	買建	124,965.88	18,156,495	18,118,802	0.02
	スイスフラン	買建	5,777.49	659,197	658,056	0.00
	米ドル	売建	208,239.04	23,662,745	23,620,492	0.03
	英ポンド	売建	68,967.73	10,050,666	9,999,630	0.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A

期	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (平成30年10月22日)	68,443,096,634	68,443,096,634	0.9808	0.9808
平成30年 1月末日	30,839,083,297		1.0000	
2月末日	40,586,783,906		0.9558	
3月末日	46,254,267,605		0.9021	
4月末日	54,998,632,516		0.9419	
5月末日	60,654,138,879		0.9514	
6月末日	63,757,171,787		0.9651	
7月末日	67,127,874,759		0.9946	
8月末日	69,288,552,769		1.0061	

9月末日	71,835,070,353		1.0406
10月末日	67,794,808,440		0.9581
11月末日	70,881,953,918		0.9754

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成30年 1月31日～平成30年10月22日	0

【収益率の推移】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A

期	計算期間	収益率(%)
第1期	平成30年 1月31日～平成30年10月22日	1.9

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

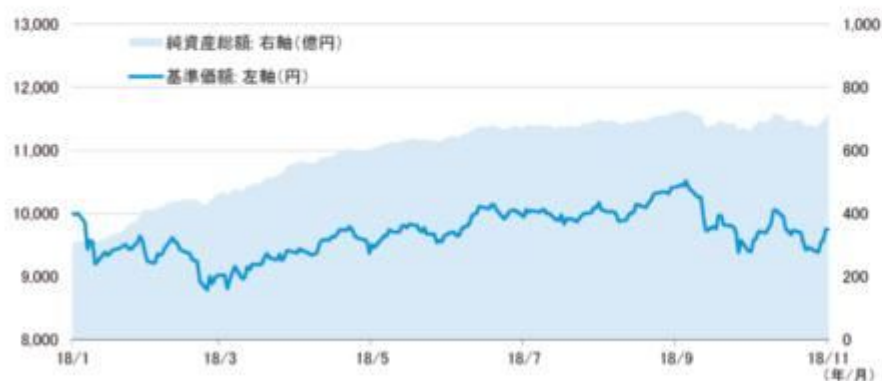
期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	平成30年 1月31日～平成30年10月22日	72,523,279,160	2,739,251,079	69,784,028,081

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

2018年11月30日現在

基準価額・純資産の推移(設定～2018年11月30日)



分配金の推移

第1期 2018年10月 0円
 設定未累計 0円
 分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況(2018年11月30日現在)

<キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンドの主要な資産の状況等>

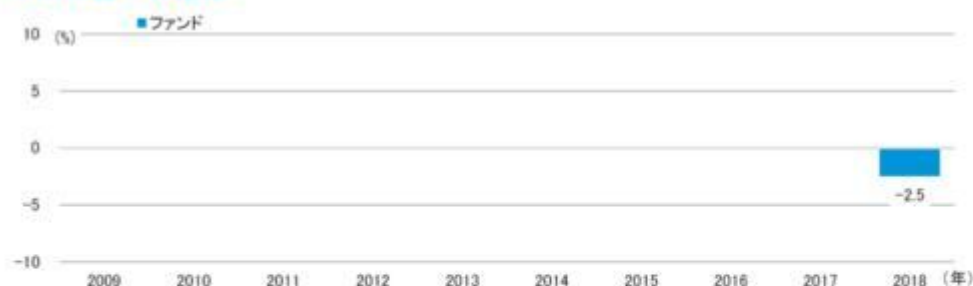
上位10銘柄					上位5業種		
順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)	順位	業種名	投資比率(%)
1	アッヴィ	米国	医薬品・バイオテック/ロジック・ライフサイエンス	5.57	1	医薬品・バイオテック/ロジック・ライフサイエンス	12.57
2	マイクロソフト	米国	ソフトウェア・サービス	4.12	2	食品・飲料・タバコ	10.39
3	アルファベット	米国	メディア・娯楽	3.72	3	メディア・娯楽	9.09
4	フェイスブック	米国	メディア・娯楽	3.36	4	エネルギー	9.00
5	アボットラボラトリーズ	米国	ヘルスケア機器・サービス	2.64	5	ソフトウェア・サービス	6.56
6	アマゾン・ドット・コム	米国	小売	2.47			
7	フィリップ・モリス・インターナショナル	米国	食品・飲料・タバコ	2.25			
8	アムジェン	米国	医薬品・バイオテック/ロジック・ライフサイエンス	2.25			
9	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	英国	食品・飲料・タバコ	1.90			
10	アルトリア・グループ	米国	食品・飲料・タバコ	1.76			

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率	
国名	投資比率(%)
米国	81.66
英国	4.23
フランス	1.48
スイス	1.33
カナダ	1.22
その他国	2.82
現金・その他	7.18

通貨別構成比率	
通貨名	投資比率(%)
米ドル	82.99
英ポンド	3.82
ユーロ	2.08
スイス・フラン	1.33
カナダ・ドル	1.15
その他通貨	1.40
現金・その他	7.18

年間収益率の推移



当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したもとして算出。

2018年は設定日(2018年1月31日)から11月末までの収益率を表示。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

*ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得の申込みは、販売会社で受け付けます。

- ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）
ホームページ capitalgroup.co.jp

(2) 取得の申込みの受付は、申込不可日（*1）を除く販売会社の営業日（*2）に行なわれます。

（*1）申込不可日は、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。

（*2）原則として、午後3時までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

- ・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得の申込みの受付を取消することがあります。

- ・取得申込者は、販売会社に取得の申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

(3) 収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。

- ・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- ・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとし、）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得することができます。

(5) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

(6) 申込手数料がかかります。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、当該申込手数料はかかりません。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込みは、販売会社で受付けます。

- ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00)
ホームページ capitalgroup.co.jp

(2) 換金の申込みの受付は、申込不可日(*1)を除く販売会社の営業日(*2)に行なわれます。

(*1) 申込不可日は、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ(capitalgroup.co.jp)に掲載します。

(*2) 原則として、午後3時までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消することができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金を行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。

- ・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

(3) 換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。

(5) 換金手数料は、かかりません。

(6) 換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の計算

信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

株式については、原則として基準価額計算日の取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

ただし、外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算日の前日とします。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、当ファンドは「ICA」で表記されていません。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

運用報告書

委託会社は、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2018年1月31日から、原則として、無期限です。ただし、後記（5）の a.、 a.、 a.および b. に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年10月22日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

a. 委託会社は、信託期間中において、当ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により当ファンドの受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回る事となった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、

解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記の規定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本a.によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定

め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- c. 投資顧問会社とのマザーファンドの運用指図に関する権限を委託する契約の有効期間は、当該契約締結の日からマザーファンドの信託契約解約の日までまたは一方の当事者が他方の当事者に対し運用指図に関する権限を委託する契約を終了させる意思を通知した30日後までとします。投資顧問会社が、法律に違反した場合、約款違反となる運用指図を行なった場合、信託財産に重大な損失を生じしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(6) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成30年1月31日から平成30年10月22日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 平成30年10月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		999,428
親投資信託受益証券		68,431,802,321
未収入金		192,097,109
流動資産合計		68,624,898,858
資産合計		68,624,898,858
負債の部		
流動負債		
未払解約金		4,097,109
未払受託者報酬		5,157,263
未払委託者報酬		171,908,750
未払利息		2
その他未払費用		639,100
流動負債合計		181,802,224
負債合計		181,802,224
純資産の部		
元本等		
元本		69,784,028,081
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()		1,340,931,447
元本等合計		68,443,096,634
純資産合計		68,443,096,634
負債純資産合計		68,624,898,858

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第1期 自 平成30年 1月31日 至 平成30年10月22日
営業収益	
有価証券売買等損益	1,203,413,476
営業収益合計	1,203,413,476
営業費用	
支払利息	562
受託者報酬	13,536,725
委託者報酬	451,224,166
その他費用	2,016,522
営業費用合計	466,777,975
営業利益又は営業損失 ()	736,635,501
経常利益又は経常損失 ()	736,635,501
当期純利益又は当期純損失 ()	736,635,501
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	39,382,164
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	76,599,073
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	76,599,073
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,114,783,857
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,114,783,857
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,340,931,447

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとなっておりますが、第1期計算期間は信託約款の定めにより、平成30年1月31日（設定日）から平成30年10月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 平成30年10月22日現在	
	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	1,340,931,447円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9808円 (9,808円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成30年1月31日 至 平成30年10月22日		
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	487,352,017円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	209,901,320円
収益調整金額	C	61,910,449円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	759,163,786円
当ファンドの期末残存口数	F	69,784,028,081口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	108.77円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期
	自 平成30年 1月31日 至 平成30年10月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期
	自 平成30年 1月31日 至 平成30年10月22日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期
平成30年10月22日現在

種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,384,601,707
合計	1,384,601,707

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期
	自 平成30年 1月31日 至 平成30年10月22日
設定元本額	30,839,090,909円
期中追加設定元本額	41,684,188,251円
期中一部解約元本額	2,739,251,079円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A マザーファンド	69,305,045,900	68,431,802,321	
	合計	69,305,045,900	68,431,802,321	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A マザーファンド

当ファンドは、「キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

平成30年10月22日現在

資産の部	
流動資産	
預金	3,440,194,688
コール・ローン	268,829,650
株式	64,963,314,946
国債証券	48,265,943
派生商品評価勘定	186,992
未収入金	227,207,331
未収配当金	115,907,707
未収利息	533,861
前払費用	109,574
流動資産合計	69,064,550,692
資産合計	69,064,550,692
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	258,073
未払金	441,664,262
未払解約金	192,097,109
未払利息	736
その他未払費用	2,054
流動負債合計	634,022,234
負債合計	634,022,234
純資産の部	

平成30年10月22日現在

元本等	
元本	69,305,045,900
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	874,517,442
元本等合計	68,430,528,458
純資産合計	68,430,528,458
負債純資産合計	69,064,550,692

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日の最終相場（最終相場のないものについては、直近の日の最終相場、または気配相場）に基づいて評価しております。 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、いまだ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
3.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年内閣府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成30年10月22日現在
1. 計算日における受益権の総数	69,305,045,900口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 874,517,442円
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.9874円 (1万口当たり純資産額) (9,874円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年 1月31日 至 平成30年10月22日
----	--------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成30年 1月31日 至 平成30年10月22日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 株式、国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成30年10月22日現在	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		1,723,946,610
国債証券		841,981

合計	1,724,788,591
----	---------------

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

(平成30年10月22日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	153,189,557	-	153,351,508	161,951
	米ドル	137,049,025	-	137,214,211	165,186
	英ポンド	16,140,532	-	16,137,297	3,235
	売建	81,050,057	-	81,283,089	233,032
	米ドル	18,840,514	-	18,860,981	20,467
	英ポンド	62,209,543	-	62,422,108	212,565
	合計	234,239,614	-	234,634,597	71,081

(注) 時価の算定方法

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日に対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	平成30年10月22日現在
同計算期間の設定元本額	30,838,090,909円
同計算期間の追加設定元本額	41,688,103,175円
同計算期間の一部解約元本額	3,221,148,184円
計算日の元本額	69,305,045,900円
元本額の内訳	
キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A	69,305,045,900円

附属明細表

第1 有価証券明細表 株式

通貨	銘柄	株数(株)	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	第一三共	101,200	4,549.00	460,358,800	
	トヨタ自動車	25,900	6,549.00	169,619,100	
日本円 小計		127,100		629,977,900	
米ドル	BAKER HUGHES (A GE CO CL A)	22,612	29.94	677,003.28	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	131,327	4.69	615,923.63	
	CHEVRON CORP	34,814	118.14	4,112,925.96	
	CONCHO RESOURCES INC	40,071	147.54	5,912,075.34	
	ENBRIDGE INC (USD)	13,133	32.69	429,317.77	
	EOG RESOURCES INC	95,023	117.67	11,181,356.41	
	EXXON MOBIL CORP	123,267	81.97	10,104,195.99	
	HALLIBURTON CO	55,405	37.54	2,079,903.70	
	KINDER MORGAN INC	51,261	17.98	921,672.78	
	NOBLE ENERGY INC	175,361	29.22	5,124,048.42	
	ONEOK INC	17,088	67.79	1,158,395.52	

PLAINS GP HOLDINGS LP CL A	16,329	23.53	384,221.37
ROYAL DUTCH SHELL PLC B ADR	21,087	67.72	1,428,011.64
SCHLUMBERGER LTD	26,257	58.47	1,535,246.79
SOUTHWESTERN ENERGY COMPANY	87,429	5.56	486,105.24
TECHNIPFMC PLC	9,800	29.34	287,532.00
WILLIAMS COMPANIES INC (THE)	31,652	26.74	846,374.48
ALCOA CORP	22,705	38.60	876,413.00
DOWDUPONT INC	48,903	57.49	2,811,433.47
FREEMPORT-MCMORAN INC	160,885	12.02	1,933,837.70
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCES INC	8,810	139.12	1,225,647.20
PPG INDUSTRIES INC	11,367	101.39	1,152,500.13
PRAXAIR INC	33,438	159.85	5,345,064.30
VALE SA ON ADR	133,363	15.26	2,035,119.38
3M COMPANY	6,477	199.85	1,294,428.45
BOEING CO	8,274	356.26	2,947,695.24
CATERPILLAR INC	3,931	131.32	516,218.92
CUMMINS INC	16,035	139.96	2,244,258.60
GENERAL DYNAMICS CORP	52,762	190.26	10,038,498.12
GENERAL ELECTRIC CO	157,538	12.56	1,978,677.28
ILLINOIS TOOL WORKS INC	24,582	127.03	3,122,651.46
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	48,251	32.93	1,588,905.43
LOCKHEED MARTIN CORP	8,110	328.14	2,661,215.40
MASCO CORP	36,934	30.92	1,141,999.28
NORTHROP GRUMMAN CORP	2,627	307.67	808,249.09
STANLEY BLACK & DECKER INC	1,514	118.10	178,803.40
UNITED TECHNOLOGIES CORP	28,038	128.68	3,607,929.84
NIELSEN HOLDINGS PLC	83,765	26.95	2,257,466.75
CSX CORP	111,098	67.94	7,547,998.12
UNION PACIFIC CORP	12,356	148.70	1,837,337.20
GENERAL MOTORS COMPANY	80,043	31.20	2,497,341.60
HARLEY-DAVIDSON INC	9,982	39.57	394,987.74
HASBRO INC	49,450	98.04	4,848,078.00
NEWELL BRANDS INC	14,900	16.95	252,555.00
NIKE INC CL B	72,446	74.21	5,376,217.66
LAS VEGAS SANDS CORP	13,093	55.66	728,756.38

MARRIOTT INTERNATIONAL INC CL A	23,586	112.04	2,642,575.44
MCDONALDS CORP	27,265	167.49	4,566,614.85
STARBUCKS CORP	16,103	58.66	944,601.98
YUM! BRANDS INC	20,032	89.40	1,790,860.80
CBS CORP CL B N/V	108,777	57.20	6,222,044.40
COMCAST CORP CL A	59,681	35.98	2,147,322.38
DISCOVERY INC CL A	13,920	33.40	464,928.00
DISCOVERY INC CL C	41,194	30.21	1,244,470.74
TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC CL A	16,195	45.84	742,378.80
VIACOM INC CL B	106,384	33.23	3,535,140.32
AMAZON.COM INC	8,526	1,764.03	15,040,119.78
BOOKING HOLDINGS INC	773	1,805.74	1,395,837.02
HOME DEPOT INC	46,143	179.85	8,298,818.55
LOWES COMPANIES INC	76,806	99.59	7,649,109.54
NETFLIX INC	4,499	332.67	1,496,682.33
TJX COMPANIES INC (THE)	9,725	107.26	1,043,103.50
COSTCO WHOLESALE CORP	6,458	229.67	1,483,208.86
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	28,971	77.35	2,240,906.85
ALTRIA GROUP INC	220,894	61.95	13,684,383.30
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC ADR	23,293	43.30	1,008,586.90
COCA-COLA CO	154,897	46.33	7,176,378.01
HORMEL FOODS CORP	19,141	41.73	798,753.93
KELLOGG CO	15,951	71.17	1,135,232.67
KRAFT HEINZ CO (THE)	39,536	57.56	2,275,692.16
LAMB WESTON HOLDINGS INC	66,500	76.57	5,091,905.00
PEPSICO INC	28,611	110.29	3,155,507.19
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	139,329	88.83	12,376,595.07
ABBOTT LABORATORIES	216,457	67.59	14,630,328.63
CIGNA CORP	6,312	210.00	1,325,520.00
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	24,350	95.30	2,320,555.00
HUMANA INC	7,307	328.38	2,399,472.66
MEDTRONIC PLC	8,026	93.94	753,962.44
STRYKER CORP	23,951	168.94	4,046,281.94
UNITEDHEALTH GROUP INC	33,278	265.30	8,828,653.40
ABBVIE INC	374,950	87.97	32,984,351.50

AMGEN INC	68,048	201.80	13,732,086.40
GILEAD SCIENCES INC	133,151	73.27	9,755,973.77
ILLUMINA INC	7,141	313.10	2,235,847.10
JOHNSON & JOHNSON	3,962	139.05	550,916.10
MERCK & CO INC	24,734	72.35	1,789,504.90
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD ADR	145,280	21.43	3,113,350.40
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	18,251	227.15	4,145,714.65
FIRST REPUBLIC BANK	9,801	89.88	880,913.88
HSBC HOLDINGS PLC ADR	10,881	40.46	440,245.26
JPMORGAN CHASE & CO	44,284	107.91	4,778,686.44
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP INC	20,320	125.16	2,543,251.20
WELLS FARGO & CO	107,492	52.89	5,685,251.88
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	26,248	209.83	5,507,617.84
CHARLES SCHWAB CORP	50,644	46.83	2,371,658.52
CME GROUP INC CL A	7,396	182.65	1,350,879.40
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	112,240	47.20	5,297,728.00
CHUBB LTD	11,333	128.28	1,453,797.24
MARSH & MCLENNAN COMPANIES INC	16,298	80.46	1,311,337.08
WILLIS TOWERS WATSON PLC	18,566	139.98	2,598,868.68
AMERICAN TOWER CORP (REIT)	11,043	150.15	1,658,106.45
SBA COMMUNICATIONS CORP (REIT)	4,930	154.38	761,093.40
ACCENTURE PLC CL A	38,881	158.28	6,154,084.68
ADOBE INC	1,042	245.03	255,321.26
ALPHABET INC CL A	10,958	1,105.18	12,110,562.44
ALPHABET INC CL C	9,499	1,096.46	10,415,273.54
FACEBOOK INC CL A	122,324	154.05	18,844,012.20
INTUIT	2,976	211.10	628,233.60
MASTERCARD INC CL A	18,092	203.06	3,673,761.52
MICROSOFT CORP	218,545	108.66	23,747,099.70
SALESFORCE.COM INC	3,147	140.49	442,122.03
SERVICENOW INC	2,672	177.15	473,344.80
SYMANTEC CORP	26,248	19.67	516,298.16
WESTERN UNION CO	159,533	18.18	2,900,309.94
AMPHENOL CORP CL A	15,936	82.97	1,322,209.92
APPLE INC	18,898	219.31	4,144,520.38

	CISCO SYSTEMS INC	30,710	45.34	1,392,391.40
	TE CONNECTIVITY LTD	14,982	77.55	1,161,854.10
	AT&T INC	64,697	32.87	2,126,590.39
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	189,238	54.90	10,389,166.20
	AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	17,085	73.26	1,251,647.10
	DOMINION ENERGY INC	49,957	73.50	3,671,839.50
	EDISON INTERNATIONAL	32,028	70.31	2,251,888.68
	EXELON CORP	21,326	44.13	941,116.38
	NEXTERA ENERGY INC	1,902	173.46	329,920.92
	SEMPRA ENERGY	14,619	116.61	1,704,721.59
	BROADCOM INC	41,294	228.28	9,426,594.32
	INTEL CORP	213,927	44.00	9,412,788.00
	QUALCOMM INC	105,377	65.36	6,887,440.72
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	23,059	85.16	1,963,704.44
	TEXAS INSTRUMENTS INC	61,041	98.26	5,997,888.66
	XILINX INC	16,202	74.10	1,200,568.20
	米ドル 小計	6,629,652		515,175,581.76 (57,952,101,192)
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	122,402	37.17	4,549,682.34
	SUNCOR ENERGY INC	52,474	46.85	2,458,406.90
	TRANSCANADA CORP	19,630	53.43	1,048,830.90
	BANK OF MONTREAL	15,187	103.69	1,574,740.03
	カナダドル 小計	209,693		9,631,660.17 (826,396,442)
ユーロ	ENI SPA	76,462	15.39	1,176,750.18
	TOTAL SA	36,947	52.83	1,951,910.01
	AIRBUS SE (BEARER)	20,937	97.95	2,050,779.15
	PUMA SE	54	424.00	22,896.00
	PERNOD RICARD SA	15,743	132.20	2,081,224.60
	BANCO SANTANDER SA	46,423	4.12	191,494.87
	BANCO SANTANDER SA RTS	46,423	0.03	1,569.09
	BNP PARIBAS	22,519	48.72	1,097,238.27
	SOCIETE GENERALE	25,193	34.45	867,898.85
	ASML HOLDING NV	12,134	153.82	1,866,451.88
		302,835		11,308,212.90

ユーロ 小計				(1,462,604,256)
英ポンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC B (LONDON)	41,335	25.69	1,061,896.15
	BHP BILLITON PLC (GBP)	51,676	15.39	795,293.64
	GLENCORE PLC	99,116	3.08	305,624.18
	RIO TINTO PLC	45,065	36.77	1,657,040.05
	BAE SYSTEMS PLC	268,336	5.39	1,448,477.72
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	247,467	8.72	2,157,912.24
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	229,380	32.99	7,568,393.10
	IMPERIAL BRANDS PLC	51,741	25.89	1,339,574.49
	BARCLAYS PLC	563,303	1.63	920,549.76
	HSBC HOLDINGS PLC	34,652	6.20	214,981.00
	BT GROUP PLC	262,506	2.46	647,077.29
	VODAFONE GROUP PLC	388,873	1.52	592,875.77
英ポンド 小計		2,283,450		18,709,695.39 (2,747,331,671)
スイスフラン	NESTLE SA	49,640	82.04	4,072,465.60
	NOVARTIS AG	27,994	87.04	2,436,597.76
	UBS GROUP AG	85,934	13.86	1,191,045.24
スイスフラン 小計		163,568		7,700,108.60 (868,803,253)
香港ドル	AIA GROUP LTD	31,800	62.30	1,981,140.00
香港ドル 小計		31,800		1,981,140.00 (28,429,359)
韓国ウォン	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD COM	102,694	43,900.00	4,508,266,600.00
韓国ウォン 小計		102,694		4,508,266,600.00 (447,670,873)
合 計		9,850,792		64,963,314,946 (64,333,337,046)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄は、邦貨換算額(単位:円)であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US T NOTE 2.75% 04/30/23	434,500.00	429,068.75	

米ドル 小計	434,500.00	429,068.75 (48,265,943)	
合 計		48,265,943 (48,265,943)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄は、邦貨換算額(単位:円)であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 132銘柄	99.9%		90.0%
	国債証券 1銘柄		0.1%	0.1%
カナダドル	株式 4銘柄	100.0%		1.3%
ユーロ	株式 10銘柄	100.0%		2.3%
英ポンド	株式 12銘柄	100.0%		4.3%
スイスフラン	株式 3銘柄	100.0%		1.3%
香港ドル	株式 1銘柄	100.0%		0.0%
韓国ウォン	株式 1銘柄	100.0%		0.7%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A

平成30年11月30日現在

資産総額	70,984,470,579円
負債総額	102,516,661円
純資産総額（ - ）	70,881,953,918円
発行済口数	72,666,352,506口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9754円

（参考）キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ I C A マザーファンド

平成30年11月30日現在

資産総額	71,722,494,473円
負債総額	744,554,717円
純資産総額（ - ）	70,977,939,756円
発行済口数	72,200,107,651口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9831円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益

権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

(2) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(3) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(4) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2018年11月30日現在）

資本金の額	4億5,000万円
発行可能株式総数	7万5,000株
発行済株式総数	5万6,400株

過去5年間における資本金の額の増減

2013年12月 資本金の額 4億5,000万円から 9億5,000万円に増資

2013年12月 資本金の額 9億5,000万円から 4億5,000万円に減資

(2) 会社の機構（2018年11月30日現在）

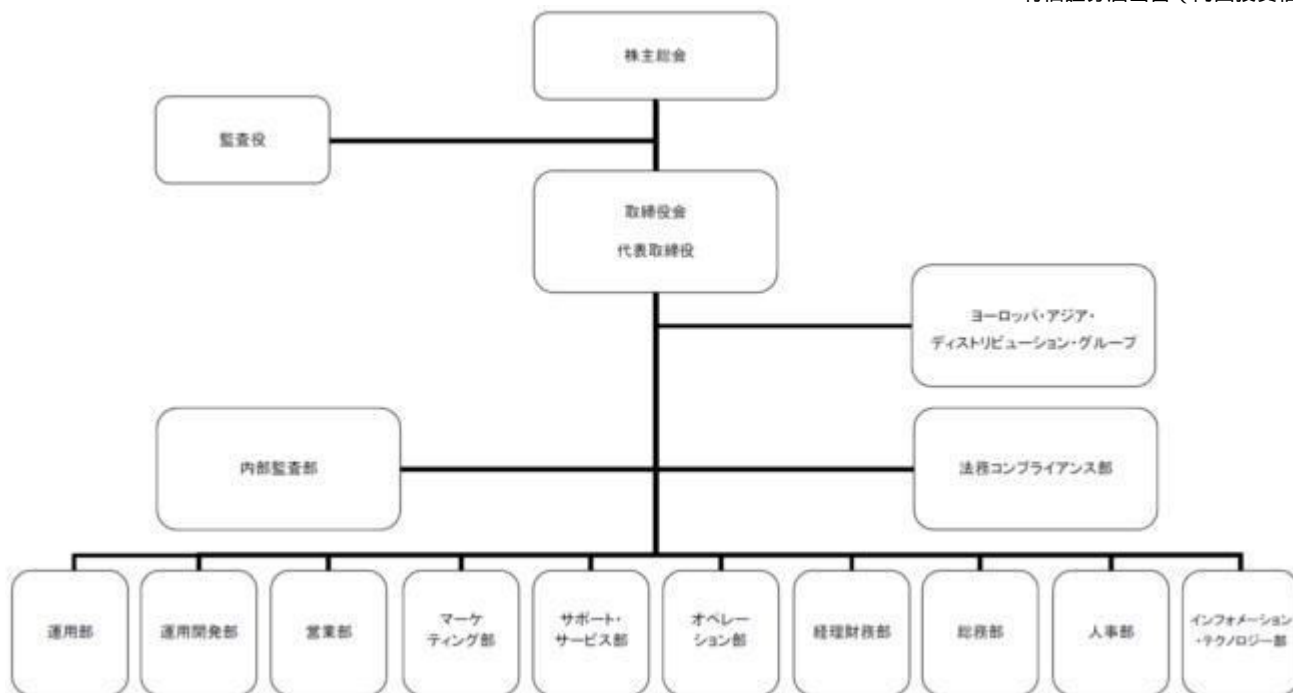
会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヶ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2018年11月30日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	28	397,318
合計	28	397,318

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成29年6月30日現在)		当事業年度 (平成30年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
.流動資産					
1.現金・預金			1,422,290		2,806,224
2.証券会社預け金			1,081,008		-
3.前払費用			60,859		53,462
4.未収入金	*2		580,150		800,636
5.未収委託者報酬			512,395		1,691,078
6.未収運用受託報酬			443,804		369,874
7.繰延税金資産			180,301		203,781
8.立替金			5,099		10,380
流動資産計			4,285,909		5,935,438
.固定資産					
1.有形固定資産			80,853		85,880
器具備品	*1	80,853		85,880	
2.無形固定資産			3,898		2,389
ソフトウェア		3,898		2,389	
3.投資その他の資産			306,453		295,740
(1)保険積立金		10,537		11,087	
(2)長期差入保証金		274,005		274,505	
(3)繰延税金資産		21,910		10,147	
固定資産計			391,205		384,009
資産合計			4,677,114		6,319,448
(負債の部)					
.流動負債					
1.預り金			18,821		24,712
2.未払金			787,523		1,722,481
(1)未払手数料		311,829		1,048,528	
(2)その他未払金	*2	475,693		673,953	
3.未払費用			63,701		105,350
4.未払法人税等			75,425		58,426
5.未払消費税等			52,053		185,732
6.未払賞与			824		-
7.賞与引当金			145,811		125,085
8.役員賞与引当金			1,071		1,075
流動負債計			1,145,232		2,222,864
.固定負債					
1.退職給付引当金			1,258,560		1,382,398
2.資産除去債務			243,467		247,065
固定負債計			1,502,027		1,629,463

負債合計			2,647,260		3,852,328
(純資産の部)					
・株主資本					
1.資本金			450,000		450,000
2.資本剰余金			582,736		582,736
資本準備金		582,736		582,736	
3.利益剰余金			997,117		1,434,383
その他利益剰余金		997,117		1,434,383	
繰越利益剰余金		997,117		1,434,383	
株主資本計			2,029,854		2,467,120
純資産合計			2,029,854		2,467,120
負債・純資産合計			4,677,114		6,319,448

(2) 【損益計算書】

科目	注記 番号	前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)		当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
・営業収益					
1.委託者報酬			1,325,770		4,598,906
2.運用受託報酬			1,662,136		2,006,449
3.その他営業収益	*1*2		4,214,837		6,049,621
営業収益計			7,202,743		12,654,977
・営業費用					
1.支払手数料	*1*2		3,441,923		8,543,059
2.広告宣伝費			69,763		78,942
3.調査費			170,430		233,750
4.営業雑経費			47,501		38,401
(1)通信費		21,749		19,405	
(2)印刷費		16,303		10,298	
(3)協会費		9,448		8,697	
営業費用計			3,729,619		8,894,154
・一般管理費					
1.給料			1,972,777		2,038,647
(1)役員報酬		53,016		53,136	
(2)給料・手当		1,059,458		988,334	
(3)賞与		713,420		871,015	
(4)賞与引当金繰入額		145,811		125,085	
(5)役員賞与引当金繰入額		1,071		1,075	
2.交際費			10,215		12,662
3.寄付金			10,027		6,668
4.旅費交通費			99,937		102,443
5.租税公課			36,034		36,132
6.不動産賃借料			313,084		315,983
7.退職給付費用			200,311		191,932
8.固定資産減価償却費			13,724		17,125

9. 器具備品賃借料			3,957		4,223
10. 消耗品費			14,092		18,003
11. 事務委託費			52,161		65,542
12. 採用費			10,129		13,725
13. 福利厚生費			198,701		194,768
14. 共通発生経費負担額			187,426		184,701
15. 諸経費			6,813		7,598
一般管理費計			3,129,396		3,210,160
営業利益			343,728		550,662
. 営業外収益					
1. 有価証券売却益			-		2
2. 受取利息及び配当金			8,782		6,754
3. 雑収入			161		527
営業外収益計			8,944		7,284
. 営業外費用					
1. 有価証券売却損			6		-
2. 為替差損			1,888		6,735
3. 事務過誤費			-		42,579
4. 固定資産除却損			-		3,249
営業外費用計			1,895		52,565
経常利益			350,776		505,381
. 特別利益					
国外移転所得返還利益			99,570		-
特別利益計			99,570		-
税引前当期純利益			450,346		505,381
法人税、住民税及び事業税			74,483		79,832
法人税等調整額			33,564		11,716
当期純利益			409,428		437,265

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成28年7月1日 至平成29年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有 価証 券評 価差 額金	評価・ 換算 差額 等合 計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残 高	450,000	582,736	582,736	587,689	587,689	1,620,425	7	7	1,620,418
当期変動 額									
当期純 利益				409,428	409,428	409,428			409,428

株主資本 以外の項 目の当期 変動額 (純額)							7	7	7
当期変動 額合計	-	-	-	409,428	409,428	409,428	7	7	409,435
当期末残 高	450,000	582,736	582,736	997,117	997,117	2,029,854	-	-	2,029,854

当事業年度（自平成29年7月1日 至平成30年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残 高	450,000	582,736	582,736	997,117	997,117	2,029,854	2,029,854
当期変動 額							
当期純 利益				437,265	437,265	437,265	437,265
株主資本 以外の項 目の当期 変動額 (純額)							
当期変動 額合計	-	-	-	437,265	437,265	437,265	437,265
当期末残 高	450,000	582,736	582,736	1,434,383	1,434,383	2,467,120	2,467,120

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、器具備品3～15年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されません。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年6月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成29年6月30日現在)	当事業年度 (平成30年6月30日現在)
*1.有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 24,422千円	*1.有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 39,478千円
*2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金 580,150千円 その他未払金 445,975千円	*2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金 800,636千円 その他未払金 644,665千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。	*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。
*2. 関係会社との取引 その他営業収益 4,214,837千円 支払手数料 2,591,332千円	*2. 関係会社との取引 その他営業収益 6,049,621千円 支払手数料 5,123,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)																				
1. 発行済株式の種類及び総数	1. 発行済株式の種類及び総数																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首(株)</th> <th>増加(株)</th> <th>減少(株)</th> <th>当事業年度末(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>56,400</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>56,400</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	普通株式	56,400	-	-	56,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首(株)</th> <th>増加(株)</th> <th>減少(株)</th> <th>当事業年度末(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>56,400</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>56,400</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	普通株式	56,400	-	-	56,400
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)																	
普通株式	56,400	-	-	56,400																	
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)																	
普通株式	56,400	-	-	56,400																	

[リース取引関係]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)

<p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1年以内</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">286,555</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">千円</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">95,518</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">382,073</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> <td></td> </tr> </table>	1年以内	286,555	千円		1年超	95,518	千円		合計	382,073	千円		<p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1年以内</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">315,372</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">千円</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,429,049</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,744,421</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> <td></td> </tr> </table>	1年以内	315,372	千円		1年超	1,429,049	千円		合計	1,744,421	千円	
1年以内	286,555	千円																							
1年超	95,518	千円																							
合計	382,073	千円																							
1年以内	315,372	千円																							
1年超	1,429,049	千円																							
合計	1,744,421	千円																							

[金融商品関係]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券会社預け金は証券会社において分別保管されているため、その信用リスクはほとんど無いものと考えております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されており。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されており。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されており。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されており。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されており。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されており。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されており。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されており。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されており。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されており。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されており。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されており。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に

支払いを実行できなくなるリスク)については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

支払いを実行できなくなるリスク)については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	274,005	273,472	533

時価については、下記の考え方によっております。その結果、平成29年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、証券会社預け金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、証券会社預け金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	274,505	275,650	1,145

時価については、下記の考え方によっております。その結果、平成30年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

前事業年度 (平成29年6月30日現在)				当事業年度 (平成30年6月30日現在)			
1. その他有価証券(平成29年6月30日現在) 該当事項はございません。				1. その他有価証券(平成30年6月30日現在) 該当事項はございません。			
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)				2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)			
種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計 額 (千円)	種類	売却額 (千円)	売却益の 合計額 (千円)	売却損 の合計 額 (千円)
その他有 価証券 (証券投 資信託)	100	-	6	その他有 価証券 (証券投 資信託)	300	2	0

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております（非積立型退職一時金制度）。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（投資有価証券及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。</p> <p>なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>なお、平成28年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、従来より運用していた投資有価証券が、運用方針の継続及び商品性の維持が困難となったため、償還されることとなりました。その結果、当期末においては当該資金を一時的に証券会社預け金としております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております（非積立型退職一時金制度）。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（投資有価証券及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。</p> <p>なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>なお、平成28年1月29日の日本銀行によるマイナス金利政策の導入を受け、従来より運用していた投資有価証券が、運用方針の継続及び商品性の維持が困難となったため、償還されることとなりました。その結果、当期末においては当該資金を決済性預金として積み立てております。</p>

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,232,556	千円
退職給付費用	200,311	千円
退職給付の支払額	174,307	千円
退職給付引当金の期末残高	<u>1,258,560</u>	千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 200,311千円

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,258,560	千円
退職給付費用	191,932	千円
退職給付の支払額	68,094	千円
退職給付引当金の期末残高	<u>1,382,398</u>	千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 191,932千円

[税効果会計関係]

前事業年度 (平成29年6月30日現在)	当事業年度 (平成30年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産(流動)	繰延税金資産(流動)
賞与引当金 45,251 千円	賞与引当金 38,301 千円
未払費用 68,392 千円	未払費用 65,352 千円
繰越欠損金 417,079 千円	繰越欠損金 725,417 千円
評価性引当額 350,421 千円	評価性引当額 625,289 千円
合計 180,301 千円	合計 203,781 千円
繰延税金資産(固定)	繰延税金資産(固定)
退職給付引当金 361,725 千円	退職給付引当金 399,463 千円
繰越欠損金 1,806,744 千円	繰越欠損金 1,081,430 千円
資産除去債務 74,306 千円	資産除去債務 75,407 千円
減損損失 61,856 千円	減損損失 51,516 千円
評価性引当額 2,282,722 千円	評価性引当額 1,597,671 千円
合計 21,910 千円	合計 10,147 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率 30.9	法定実効税率 30.9
(調整)	(調整)
評価性引当額 70.4	評価性引当額 81.3
永久に損金及び益金に算入されない項目 5.3	永久に損金及び益金に算入されない項目 1.4
住民税均等割 0.5	住民税均等割 0.5
期限切れ繰越欠損金 53.4	期限切れ繰越欠損金 62.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率 9.1	その他 0.9
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 13.5

[資産除去債務関係]

前事業年度 (平成29年6月30日現在)	当事業年度 (平成30年6月30日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの												
<p>1.当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。</p> <p>2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0" data-bbox="177 658 624 770"> <tr> <td>期首残高</td> <td>239,869千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td>3,597千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>243,467千円</td> </tr> </table>	期首残高	239,869千円	時の経過による調整額	3,597千円	期末残高	243,467千円	<p>1.当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。</p> <p>2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0" data-bbox="831 658 1278 770"> <tr> <td>期首残高</td> <td>243,467千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td>3,597千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>247,065千円</td> </tr> </table>	期首残高	243,467千円	時の経過による調整額	3,597千円	期末残高	247,065千円
期首残高	239,869千円												
時の経過による調整額	3,597千円												
期末残高	243,467千円												
期首残高	243,467千円												
時の経過による調整額	3,597千円												
期末残高	247,065千円												

[セグメント情報等]

前事業年度 (平成29年6月30日現在)	当事業年度 (平成30年6月30日現在)

<p>(セグメント情報)</p> <p>当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>(関連情報)</p> <p>1. サービスごとの情報</p> <p>投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2,826,951千円</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>4,214,837千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>160,955千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,202,743千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>営業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td> <td>4,214,837千円</td> </tr> </tbody> </table>	日本	2,826,951千円	米国	4,214,837千円	その他	160,955千円	合計	7,202,743千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	4,214,837千円	<p>(セグメント情報)</p> <p>当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>(関連情報)</p> <p>1. サービスごとの情報</p> <p>投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>6,417,378千円</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>6,049,621千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>187,978千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,654,977千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>営業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td> <td>6,049,621千円</td> </tr> </tbody> </table>	日本	6,417,378千円	米国	6,049,621千円	その他	187,978千円	合計	12,654,977千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	6,049,621千円
日本	2,826,951千円																								
米国	4,214,837千円																								
その他	160,955千円																								
合計	7,202,743千円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	4,214,837千円																								
日本	6,417,378千円																								
米国	6,049,621千円																								
その他	187,978千円																								
合計	12,654,977千円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	6,049,621千円																								

[関連当事者情報]

前事業年度（自平成28年7月1日 至平成29年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	4,214,837	未収入金	580,150

親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接 100%	各種投資運用サービスの委託 各種投資運用サービスの提供	支払手数料 (市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど) 国外移転所得返還利益	2,591,332 99,570	その他未払金 -	251,901 -
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,111	子会社の管理	(被所有) 間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	187,426	その他未払金	194,074

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。
4. 国外移転所得返還利益は、移転価格事前確認に基づく、CRMC社からの返還金であります。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 3,700	ファンドマネジメント	-	運用に係る手数料の支払	支払手数料	396,573	未払手数料	89,849

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場調査	-	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	808,095	その他未払金	23,013
---------	-------------------------	---------	--------------	------	---	-------	-----------------	---------	--------	--------

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自平成29年7月1日 至平成30年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有)間接 100%	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	6,049,621	未収入金	800,636
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,089	子会社の管理	(被所有)間接 100%	グループ共通発生経費の負担	支払手数料（市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	5,123,000	その他未払金	436,814
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,089	子会社の管理	(被所有)間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	184,701	その他未払金	207,851

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 7,500	ファンドマネジメント	-	運用に係る手数料の支払	支払手数料	1,482,355	未払手数料	273,623
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク(東京)	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場調査	-	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	967,050	その他未払金	21,064

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 (自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)	当事業年度 (自平成29年7月1日 至平成30年6月30日)
-----------------------------------	-----------------------------------

1株当たり純資産額	35,900.31円	1株当たり純資産額	43,743.26円
1株当たり当期純利益金額	7,259.36円	1株当たり当期純利益金額	7,752.94円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	409,428千円	当期純利益	437,265千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	409,428千円	普通株式に係る当期純利益	437,265千円
期中平均株式数	56,400株	期中平均株式数	56,400株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。
また、訴訟はありません。
- (3) 事業譲渡および事業譲受
2008年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2018年9月30日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称：みずほ証券株式会社

資本金の額：125,167百万円（2018年9月30日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称：キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

資本金の額：12,500千米ドル（2018年6月30日現在）

約1,418百万円（米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル113.47円、2018年11月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。）

事業の内容：投資運用業を営んでいます。

名称：キャピタル・インターナショナル・インク

資本金の額：10千米ドル（2018年6月30日現在）

約113万円（米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル113.47円、2018年11月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。）

事業の内容：投資運用業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2018年9月30日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。

(2) 販売会社：当ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないません。

(3) 投資顧問会社：マザーファンドの運用指図（株式等の運用）を行ないません。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社：キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーは、委託会社の直接の親会社であるキャピタル・グループ・インターナショナル・インクの親会社となります。キャピタル・インターナショナル・インクは、委託会社と同一の親会社を持ちます。委託会社と各投資顧問会社との間には、直接の資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社およびファンド名称、ロゴ・マーク、図案を採用し、当ファンドの商品分類および税区分等を記載することがあります。
- (2) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載されることがあります。
- (4) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (5) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (6) 目論見書の巻末に「約款」を掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月14日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 誠 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 龍也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月17日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICAの平成30年1月31日から平成30年10月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICAの平成30年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。